

別添

都市計画施設の改修



## 1. 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 事業一覧(令和 4 年 12 月 13 日 滋賀県同意)

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類 及び名称	事業地	改修事業 の概要	事業施行期間		新たな土地の 収用・使用	備考
					自	至		
1	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・601 比江六条線	野洲市 吉地及び 六条地先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
2	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・4・99 六条野洲線	野洲市 西河原地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
3	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・706 小篠原上屋線	野洲市 小篠原及 び上屋地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
4	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・702 野洲中央線	野洲市 野洲及び 小篠原地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
5	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・704 市三宅妙光寺線	野洲市 行畑地先 及び妙光 寺地先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規